

市民と行政との協働推進に関する報告

平成 18 年（2006 年）12 月

北本市協働推進計画策定委員会

もくじ

はじめに	1
第1 市民公益活動の現状	2
第2 多くの団体が抱える問題点・課題	4
第3 グループ討議で議論された協働推進のために必要と考えられる事項	6
第4 協働推進のために有効と考えられる施策・体制	8
1 行政との協働のための施策・体制	8
(1)協働事業提案制度の創設	8
(2)市民公益活動拠点施設の整備	9
(3)ボランティアセンターとの連携	10
2 団体への支援のための施策・体制	11
(1)市民公益活動団体の自立支援（財政基盤整備）	11
(2)人材バンク等の創設	11
(3)人材育成	11
(4)人と情報のマッチング	12
(5)広報・協働推進サイトの設営	12
(6)メーリングリスト等の整備	12
(7)相談窓口の創設	12
3 行政との協働のため及び団体への支援のための施策・体制	13
(1)市民公益活動団体フェア等の開催	13
(2)市民公益活動団体連絡会の開催	13
(3)企業との連携	14
(4)NPO／SOHOオフィスの設置（事務所の提供・起業支援）	14
4 協働を推進する庁内体制	14
(1)職員研修の実施及び協働推進主管課の設置	14
(2)評価制度の導入	15
第5 組織に関する認識と新しい市民社会に向けて	16
1 組織に関する認識	16
2 新しい市民社会 ～協働を超えて～	16
参考資料1 委員会会議記録	17
参考資料2 北本市協働推進計画策定委員会名簿	18
参考資料3 北本市協働推進計画策定委員会設置要綱	19

はじめに

北本市協働推進計画策定委員会は、平成18年3月に市職員による「北本市市民と行政との協働推進プロジェクト・チーム」による『市民公益活動の促進に関する報告書～市民との協働による豊かな地域社会の実現のために～』を受けて、市民公益活動団体で活動している人、公募による市民及び市内企業の委員で組織されました。

上記報告書では、協働における一般的な分析を行ったのに対し、当委員会では、北本市の実態を踏まえた議論を行いました。

当委員会は、これまでに8回にわたる会議を重ね、北本市における市民と行政との協働の推進のあり方について協議を進めてまいりました。

協働の推進の研究をはじめると同時に、私達はまず、自らが所属する団体の概要を整理し、委員間でその情報を共有することにより、お互いを理解し合うことからスタートしました。そして、お互いの理解が進んだところで、各所属団体の地域における役割・成果や課題・問題点を出し合い、その問題点や課題から共通点を見出すことにより、行政との協働、あるいは民同士でより良い協働を進めるために必要な点を明らかにしようと試みました。

また、会議が進行していく中で、ボランティア団体やNPO、市民会議など様々なタイプの市民公益活動団体をひとつくりに考えて行くこと自体に問題があり、個々の活動はそれぞれに目的を持って立ち上がっているため、ある程度のカテゴリーの中で問題点等を話し合っていく方が効果的であるということも考慮し、分科会方式での議論も行ってきたところです。

しかし、当委員会は、市内に数ある市民公益活動団体のうちのごく一部の団体から委員として参加したに過ぎず、また、協働に関する研究に対し、十分な時間と労力を投入したとは言いきれず、現状調査の段階で言えば、定量的な調査ではなく、定性的な調査の段階であるといえます。今後は、市内の活動団体に関して、更に詳細な分析を行うことが課題であると考えています。

以下に記す報告は、市民公益活動を行う団体がそれぞれに抱える問題点や課題を克服し、行政と協働してより良いまちづくりを行うための制度や体制などについて協議したもので、これまでに私達が議論してきた内容そのものです。今後、市が策定を予定している北本市協働推進計画に我々の報告が大いに反映されることを切に願います。

第1 市民公益活動の現状

北本市では、古くから組織されている自治会やコミュニティ協議会に加え、各種ボランティア団体、NPO等が独自の目的を持ち、それぞれに活動しながら、その多くが、自ら公共の分野のサービスを担っている。

中には、全国から視察を受け入れている先進的活動を行う団体もあり、改めて市民の力の凄さを実感させられるものである。

今後、協働のまちづくりを実現させるためには、このような団体をさらに増やし、強化するための支援・環境づくりを進めるとともに、新たな人材が自ら進んで既存団体に加入して行くような仕組みや新たな団体が立ち上がりやすい環境を整えることが不可欠である。

今後は、市内の市民公益活動団体の情報収集を行い、一元的にデータを管理していくとともに、その情報を広く市民へ提供していくことが必要である。

ここでは、市内の全ての市民公益活動団体の把握までには至らなかったが、次の図1のとおり、市内で活動する主な市民公益活動団体を組織形態と目的別に分類してみた。

■図1 組織形態と目的のマトリックス

カテゴリー \ 目的	目的1 教育・文化・ 生涯学習・ス ポーツなど	目的2 高 齢 者 福 祉・障害者福 祉など	目的3 産業振興・就 業支援など	目的4 防犯・防災・ 地域コミュニ ティ活動 など
カテゴリーA：全国的なネットワークを持つ団体の支部など				
北本ロータリークラブ	◎			
北本ライオンズクラブ	◎			
鴻巣北本青年会議所	◎			
上尾法人会北本支部			◎	
北本市倫理法人会			◎	
北本市商工会			◎	
北本市農業協働組合			◎	
カテゴリーB：行政単位ごとに組織された市民生活と密接な組織など				
北本市自治会連合会・自治会				◎
北本市コミュニティ協議会				◎
北本市青少年育成市民会議	◎			
北本市ごみ減量等推進市民会議				◎
北本市まちづくり観光協会			◎	
北本市体育協会	◎			
北本市文化団体連合会	◎			
カテゴリーC：NPO法人				
燈台	◎			
エンジョイパートナーほっと		◎		
埼玉ソーホー支援推進協議会			◎	
あさひスポーツ・文化クラブ	◎			
カテゴリーD：ボランティア団体				
北本市子ども文庫連絡会	◎			
北本手話サークル		◎		
歌ごよみ		◎		
友愛グループひまわり		◎		

(注1) 委員会においては、ここで掲げたカテゴリーB・C・Dが、分科会のそれぞれBグループ・Aグループ・Cグループに対応していた。また、ここの分類軸は仮説であり、より深く分析・検討を行えば、よりよく活用できる分類が案出されるに違いない。

(注2) 団体の名称は、主なものを掲載した。

第2 多くの団体が抱える問題点・課題

第1回委員会では、各委員が所属する団体について互いに理解しあうことが話し合いの第一歩であるという合意が得られ、第2回委員会で、各団体の資料を持ち寄り、概要報告を行うとともに各団体が抱える問題点や課題の報告を行った。その後、委員が属する団体の役割・成果を踏まえて議論し、整理した多くの団体が抱える問題点・課題は、次のとおりである。

1 団体活動の広報

機関紙の発行やイベントの開催等により、団体の活動を知らせているが、団体の活動が広く市民に伝わっているという実感はない。団体がどのような活動を行っているかが理解されていないので、活動に賛同し、新たに団体に加入する人が少ない状況である。

2 団体同士の交流・連携

- (1) 団体の活動が停滞した場合、その団体だけでは解決が困難な状況である。
- (2) 同じ目的で複数の団体が活動しているが、連携が図れていない状況である。

3 市との連携

団体の活動が市に理解されないので、団体が市と連携して事業を実施したいと考えても、受け入れられない状況である。

4 活動資金の確保

適切な活動をすれば、お金が集まるという信念で活動しているので、個人、企業からの寄附金が集まる状況ではあるが、活動に対して、寄附金を得られる仕組みが考えられないだろうか。

5 活動に参加する人の確保

次のような状況である。

- (1) 会員の増加が図れない。
- (2) スタッフが固定化している。
- (3) 経理や労務の知識を持つ人の確保が難しい。
- (4) 組織が大きくなるに伴って、人材の確保、円滑な組織の運営を行うことが困難になる事例が多い状況である。

6 その他

- (1) 企業や商店も含め、市民活動をしている人全体を協働社会に取り込んでいくにはどうしたら良いかを話し合う必要がある。
- (2) 協働には先ず、情報の共有が必要である。
- (3) 定年後の地域活動への参加の意識付けも必要である。

第3 グループ討議で議論された協働推進のために必要と考えられる事項

第2で導き出した課題・問題点について、特性が似ている団体に属する委員等で構成するグループで、さらに深く議論し、そのことを踏まえて、再度委員会で議論した結果、協働推進のために必要と考えられる事項は、次のとおりである。

1 市民公益活動団体の把握とその特性の理解

- (1) 収益が出ないところを担っているのがNPOであるという認識、理解を広める必要がある。
- (2) 福祉系のボランティア団体に限らず、教育、環境、防犯等のボランティア団体について、把握が必要である。
- (3) 公的なボランティア団体の認定をする必要がある。

2 委託等協働事業とその評価・公表

- (1) NPOやボランティア団体が行いたいことが全て市の行いたいこととは限らない。また、その逆もそうである。
市の行うべき業務を市が自覚して、市が行うよりも専門的な知識が活用でき、より効果が得られるような場合には委託という形にする必要がある。
- (2) これからは、市の事業を手渡す又は切り離すという考えのもと、市民の中から、しっかりとした事業を担える人達が生まれてくるのではないか。行政がすべてのものを抱える時代ではないという認識を持つ必要がある。
- (3) 補助金等について、各団体の評価をきちんとする必要がある。また、応分の資金の手当が必要である。
- (4) 市は協働のまちづくりを掲げているが、お金がかかるものには必ずかかるのという認識を持つ必要がある。

3 中間支援団体の必要性

補助金申請のサポートなどの役割を担うメタ（束ねる、全体の潤滑油になる）NPOが必要である。

4 市民公益活動拠点施設の整備とネットワークの構築

- (1) 市民公益活動のネットワークが在るだけではなく、その人達が常時集まれる場所が必要である。
- (2) 公民館使用料の免除など日々の活動のサポートが必要である。
- (3) 常設で人が集まる場所があれば、問題を協議することの継続やネットワークができることが明らかである。
- (4) 行政も市民も横断的に市民公益活動を知る機会が必要である。
- (5) 多くの人が集まっているところで、多くの人が目に触れる場所に設置する必要がある。また、個々に活動したい人が情報を探る場所とする必要がある。

(6) 市民公益活動支援センターの機能としては、次のとおりである。

- ア NPO法人の設立のためのサポート
- イ 各種補助事業の情報収集と申請のサポート
- ウ 経理、税務及び労務事務など専門的なサポート
- エ 市民公益活動団体の活動状況の広報・PRコーナーの設置
- オ 人材発掘と斡旋
- カ 常勤スタッフの確保
- キ 打合せスペースの確保

5 行政の協働推進体制の整備

- (1) 今後、市民公益活動団体の立ち上げを支援する専門部署が必要である。また、その部署の隣に市民が打ち合わせできるような部屋やスペースがあると良い。
- (2) 市民公益活動団体がお互いに連携して活動できるように、行政内に一体的に市民公益活動団体を見られる部署が必要である。

第4 協働推進のために有効と考えられる施策・体制

「第2 多くの団体が抱える問題点・課題」及び「第3 グループ討議で議論された協働推進のために必要と考えられる事項」を踏まえて、市民と行政との協働の視点から、協働推進のために有効と考えられる施策・体制は、図2で示すとおりである。

■図2 協働推進のために有効と考えられる施策・体制

1 行政との協働	2 団体支援	3 協働・団体支援	4 庁内体制
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働事業提案制度 ・ 市民公益活動拠点施設整備 ・ ボランティアセンターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援 ・ 人材バンク等の創設と人材育成 ・ 人と情報のマッチング等 ・ メーリングリスト等の整備 ・ 相談窓口の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公益活動団体フェア ・ 市民公益活動団体連絡会 ・ 企業との連携 ・ NPO／SOHOオフィス設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修 ・ 協働推進主管課の設置 ・ 評価制度の導入
<p>協働推進のために有効と考えられる施策・体制</p>			

1 行政との協働のための施策・体制

(1) 協働事業提案制度の創設

ア 委員会の考え方

市民公益活動団体が自ら主体となり行政と相互に議論・検討し、協働する事業提案を募集する制度を創設し、市民公益活動団体が参加・参画できる機会を創出する必要があると考える。

イ 理由・根拠及び意見

(ア) 協働事業提案制度の創設に伴う市民公益活動団体への事業委託は、団体が安定した収入を確保できることから、活動の活発化に寄与する。

(イ) 協働事業提案制度は、団体の活動への理解を高める上からも市及び団体の双方にとって、有効な施策である。

(ウ) 市の事業を団体に委託等する場合、委託料の積算に当たっては人件費を含んだものとする必要がある。

(エ) 市が行うよりも専門的な知識が活用でき、より効果が得られるような場合には、事業の委託を積極的に考える必要がある。

(オ) 市が事業を手渡す又は切り離すという考えのもと、行政がす

すべての事業を行う時代ではないと考える。また、市民の中から事業を担える人達や団体が生まれやすく、活動しやすい環境を整備していく必要がある。

(2) 市民公益活動拠点施設の整備

ア 委員会の考え方

次の機能を備えた市民公益活動団体の活動の場、交流の場等としての中間支援施設「市民公益活動支援センター」を設置する必要があると考える。

(ア) 市民公益活動支援センターの機能

- a 市民公益活動情報の収集及び提供
- b 市民公益活動に関する相談及び調整
- c 市民公益活動団体の育成
- d 活動場所(機器・資材)の提供
- e 交流・連携等のネットワークの場の提供

(イ) 市民公益活動支援センターの運営方法は、運営の主体は市が直接行うより、市民公益活動団体が運営を行う中で、様々な施策を展開することが望ましい。

(ウ) 社会福祉協議会に設置しているボランティアセンターと連携を図る必要がある。

イ 理由・根拠及び意見

(ア) 市民公益活動支援センターは、団体の交流を行う中で、団体の活動が停滞した場合等について、団体同士の支援・相談の場として必要である。

(イ) 市民公益活動支援センターの運営・スタッフは、単なる店番的な機能ばかりでなく、社会経済的なトレンド、NPO運営及び行政システムに関する知識をもったスタッフが必要である。

(ウ) ボランティア主体の団体であっても事務局を持たないと機能しないので、市民公益活動支援センターに事務局機能を持たせたほうがよい。

(エ) 市民活動のネットワークが在って常時集まれる場所が必要である。

(オ) 公民館使用料の免除など日々の活動のサポートが欲しい。

(カ) 常設で人が集まる場所があれば、継続して課題・問題を協議すること及びネットワークができる。

(キ) 各団体がその仕事をやり易くするために12～20名程度が、打ち合わせまた作業する部屋があればよいと考える。

(3) ボランティアセンターとの連携

ア 委員会の考え方

市民公益活動支援センターとボランティアのコーディネートを担っているボランティアセンターとの連携を図る必要があると考える。

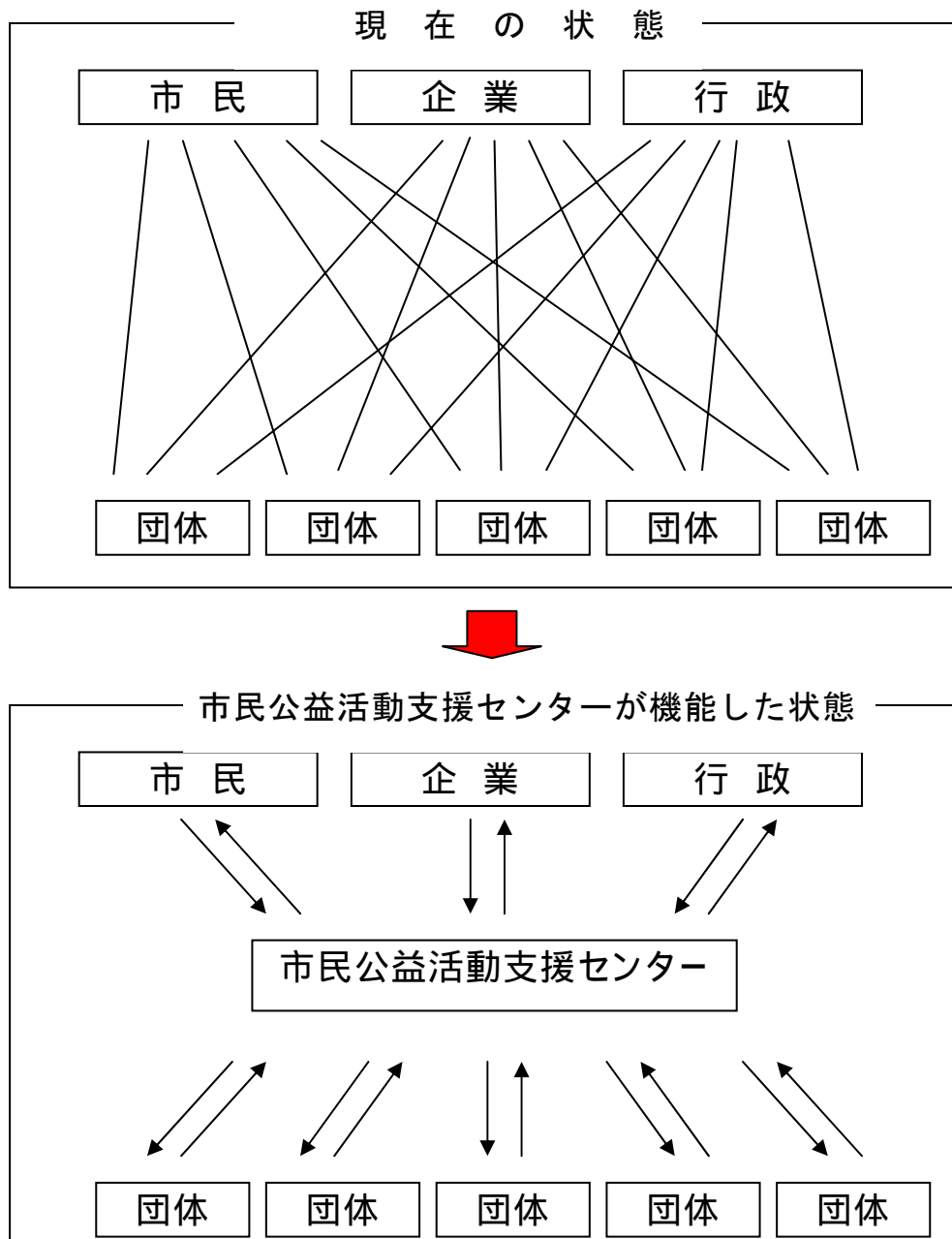
イ 理由・根拠及び意見

(ア) ボランティアセンターと連携し、福祉系のボランティア団体に限らず、教育、環境、防犯等のボランティア団体を把握する必要がある。

(イ) 市と社会福祉協議会との連絡を密にする必要がある。

(ウ) ボランティア活動の強化を進める。

■図3 中間支援施設



2 団体への支援のための施策・体制

(1) 市民公益活動団体の自立支援（財政基盤整備）

ア 委員会の考え方

市民公益活動団体の設立に当たって、その設立のための準備金としての性格を有する補助制度の創設が必要と考える。

また、今後、個人・企業の寄附の受け入れ等による支援基金等の財政基盤が強固になるような制度の創設が必要と考える。

イ 理由・根拠及び意見

(ア) 適切な活動をすれば、お金が集まるという信念で活動しているので、個人、企業からの寄附金が集められる制度の創設が必要である。

(イ) NPO法人に対する寄付は、非課税であることが望ましいので、このような寄付を市で一括して受け入れる仕組みが考えられないか。

(ウ) ボランティア団体が増えない現状を踏まえて、増やす方策の一つとして、設立時準備のための資金があったほうがよい。

(エ) 市からの年間の補助が毎年度減額され、活動が出来なくなりつつある。

(2) 人材バンク等の創設

ア 委員会の考え方

サラリーマン時代に身につけた知識やノウハウを使って社会貢献したいと考えている者と事務分野の専門家を求める市民公益活動団体を結びつける仕組みが必要と考える。

イ 理由・根拠及び意見

(ア) 団塊の世代が退職期を迎えることを踏まえて、退職者と団体を結び付ける仕組みが必要である。

(イ) 新たに活動に参加する人の確保が困難である。

(ウ) 経理や労務の知識を持つ人の確保が難しい。

(3) 人材育成

ア 委員会の考え方

経済面などの理由から、市民公益活動団体のスタッフが定着しにくく、育成もままならないなど、人材面での課題を抱えている団体が多い。

そのため、その団体の運営や活動を担うリーダー、スタッフ等を育成するための研修事業等の実施が必要と考える。

また、他の団体の支援・相談に応じる中間支援団体が必要である。

イ 理由・根拠及び意見

各団体を束ねる又は全体の潤滑油になる中間支援団体が必要である。また、その団体は、補助金申請のサポートなどの役割を担う。

(4) 人と情報のマッチング

ア 委員会の考え方

サービスを求める市民と提供する市民とのマッチングや市民公益活動への参加意欲のある人と市民公益活動団体との橋渡しができるプログラムの創設が必要と考える。

イ 理由・根拠及び意見

活動したい人が団体の活動情報を知る仕組みが必要である。

(5) 広報・協働推進サイトの設営

ア 委員会の考え方

市民公益活動団体が行う活動を広く市民にPRし、市民公益活動の啓発と参加を促進する必要と考える。

イ 理由・根拠及び意見

(ア) 機関紙の発行やイベントの開催等により、団体の活動を知らせているが、団体の活動が広く市民に伝わっているという実感はない。団体がどのような活動を行っているかが理解されていないので、活動に賛同し、新たに団体に加入する人が少ない。

(イ) 一団体では、広報・PR活動に関して、十分なことができず、参加の可能性のある市民との出会いも少ない。

(ウ) 収益が出ないところを担っているのがNPOであるという認識、理解を広める必要がある。

(エ) 活動内容を多くの市民に知らせることで、市長が会長でなくても信頼性が高まるよう団体の広報に努める必要がある。

(6) メーリングリスト等の整備

ア 委員会の考え方

市民公益活動団体の情報交換が活発化するような仕組みの創設が必要と考える。

イ 理由・根拠及び意見

同じ目的で複数の団体が活動しているが、それらの団体の活動を知る機会はなく、連携が図れていない。

(7) 相談窓口の開設

ア 委員会の考え方

市民公益活動の情報提供や今後NPO法人の認証取得を目指す団体等の相談窓口の開設が必要と考える。

イ 理由・根拠及び意見

組織が大きくなるに伴って、人材の確保、円滑な組織の運営を行うことが困難になる事例が多い。

3 行政との協働のため及び団体への支援のための施策・体制

(1) 市民公益活動団体フェア等の開催

ア 委員会の考え方

市民公益活動団体の活動内容を広く市民に知らせ、その活動に理解を深め、市民公益活動への参加を促進するためのイベント等の開催が必要と考える。

イ 理由・根拠及び意見

(ア) 機関紙の発行やイベントの開催等により、団体の活動を知らせているが、団体の活動が広く市民に伝わっているという実感はない。団体がどのような活動を行っているかが理解されていないので、活動に賛同し、新たに団体に加入する人が少ない。

(イ) 一団体では、広報・PR活動に関して、十分なことができず、参加の可能性のある市民との出会いも少ない。

(ウ) 団体の運営上、経理や労務の知識を持つ人の確保が難しいこと、会員の増加が図れないこと、スタッフが固定化していること等があり、市民公益活動団体フェアを通じて、新たに活動に参加する人を確保できる利点がある。

(2) 市民公益活動団体連絡会の開催

ア 委員会の考え方

同じような目的で活動している市民公益活動団体の連絡会議等を開催し、情報交換を活発に行い、互いの弱点を補うような相互に連携していく体制づくりが必要と考える。

イ 理由・根拠及び意見

(ア) 組織が大きくなるに伴って、人材の確保、円滑な組織の運営を行うことが困難になる事例が多い。

(イ) 同じ目的で複数の団体が活動しているが、それらの団体の活動を知る機会はなく連携が図れていない。

(ウ) ボランティアセンターと連携し、福祉系のボランティア団体に限らず、教育、環境、防犯等のボランティア団体を把握が必

要である。

(3) 企業との連携

ア 委員会の考え方

市民公益活動団体は、社会貢献活動やボランティア活動等に参加したい社員の受け皿となるほか、それぞれの団体が持っている専門性を企業に提供することができ、相互の特性を生かし、企業にも市民公益活動団体、社会にもプラスになる取り組みを行政が後押しする仕組みが必要と考える。

イ 理由・根拠及び意見

行政との協働ばかりでなく、NPO同士の協働や企業を巻き込んだ協働の可能性も見えてきている。

(4) NPO／SOHOオフィスの設置（事務所の提供・起業支援）

ア 委員会の考え方

自前で事務所を構えることが困難な市民公益活動団体に対し、ブースタイプのミニ事務所を提供し、コミュニティビジネスなどへの創業支援を行う必要があると考える。

また、市民公益活動支援センターに併設することが必要と考える。

イ 理由・根拠及び意見

ボランティア主体の団体であっても事務局を持たないと機能しないので、市民公益活動支援センターに事務局機能を持たせたほうがよい。

4 協働を推進する庁内体制

(1) 職員研修の実施及び協働推進主管課の設置

ア 委員会の考え方

市民公益活動団体の活動の理解を深め、市民との協働を積極的に推進する職員を育成する必要があると考える。

また、市民公益活動の推進、市民公益活動団体との連携、各課における協働体制の推進等を図るため、協働体制を推進する主管課の設置を検討する必要があると考える。

イ 理由・根拠及び意見

(ア) 協働を進めるには、各々の団体と各々の行政の部署との対応となるが、各々の団体、行政各部署との連絡、コミュニケーション、行政との交渉が必要となる。

(イ) 市民公益活動団体の支援等を統括する部署の設置が必要である。

(ウ) 市民公益活動団体がお互いに連携して活動できるように、行政内に一体的に市民公益活動団体を見られる部署が必要である。

(2) 評価制度の導入

ア 委員会の考え方

協働事業を行った双方が事務事業評価等の中で、協働の視点でそれぞれ自己評価や意見交換等を行い、マネジメント・サイクルに基づいて行動する仕組みが必要であると考えます。

イ 理由・根拠及び意見

現在、行政が委託又は補助を行っている団体に対して、どのような効果を生み出しているのか、その内容をきちんと把握し、それに対する評価を出すべきである。

第5 組織に関する認識と新しい市民社会に向けて

1 組織に関する認識

コンティンジェンシー理論を待つまでもなく、組織には普遍的に理想的な組織形態があるのではなく、環境や投入できる経営資源の内容に応じて、組織化・再組織化を行わなければならない。

特に、組織に投入できる人的資源、その能力と意欲がどのようなものであるかによって、組織化は最も影響を受ける。

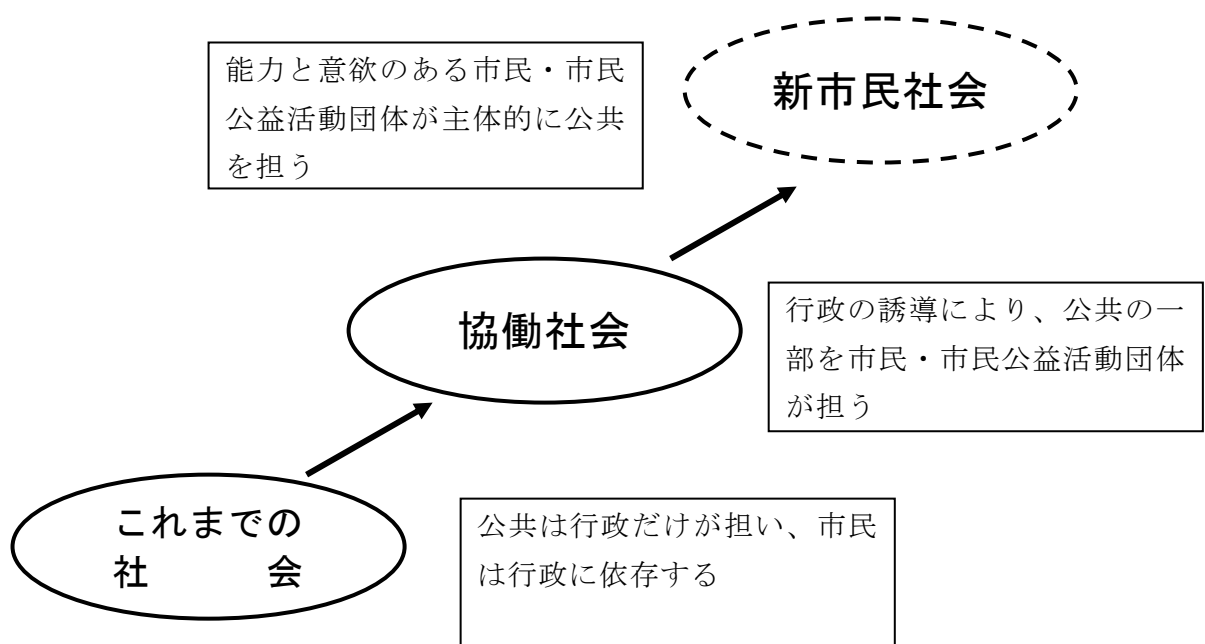
今後の協働推進計画においても、この基本的な認識が考慮されるべきであると考えられる。

- * 経営学でいうならば、コンティンジェンシー理論とは効率的な組織構造は、組織をめぐる環境の条件によって異なるものであり、どのような環境の下でどのような組織が効率的になりうるかという組織の有効性は技術や不確実性といった環境条件との適合性に依存するとされる。よって組織構造にはあらゆる状況に適用できるような唯一最善のものは存在するわけではないとして経営管理の一般理論を否定した。コンティンジェンシー理論は1970年代には経営組織論の分野で支配的地位を確立していた。

2 新しい市民社会 ～協働を超えて～

現在、市民と行政との協働の重要性が叫ばれ、そのためのパラダイムづくりが模索されているが、よりあるべき姿は、市民・市民公益活動団体が主体的に公共を担い、行政は主に法規や社会規範に関する遵守性を確認する役割を担うものである。

■図4 協働社会から新市民社会へ



参考資料 1 北本市協働推進計画策定委員会会議記録

	開催日	会議内容
第 1 回	平成 1 8 年 6 月 2 7 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱 ・ 正副委員長の選出 ・ 北本市協働推進計画策定について
第 2 回	平成 1 8 年 7 月 1 8 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属団体の概要(役割・成果及び課題・問題点等)について
第 3 回	平成 1 8 年 8 月 9 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体への質問 ・ 各団体が抱える問題・課題
第 4 回	平成 1 8 年 9 月 6 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体が抱える問題・課題
第 5 回	平成 1 8 年 9 月 2 6 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体が抱える問題・課題 ・ A、B、Cグループ分科会
第 6 回	平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日(木)	Aグループ分科会
	平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日(木)	Cグループ分科会
	平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日(金)	Bグループ分科会
第 7 回	平成 1 8 年 1 0 月 2 6 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ討議の発表 ・ 協働事業、協働を推進するための施策等について
第 8 回	平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と行政との協働推進に関する報告(案)について

参考資料 2 北本市協働推進計画策定委員会委員名簿

任期平成 18 年 6 月 27 日から平成 19 年 3 月 31 日

		氏名	所属団体	備考
1		青木 律人	富士重工業(株) 埼玉製作所	企業
2	副委員長	有働 秀鷹	北本市自治会連合会	市民団体
3		大隈 政敏	公募	公募
4		荻野 照夫	(特)燈台	NPO法人
5		河井 宏暢	(特)あさひスポーツ・文化クラブ	NPO法人
6		橘定 かつえ	歌ごよみ	ボランティア団体
7		栗山 豪明	北本市青少年育成市民会議	市民団体
8		古賀 利雄	北本市ごみ減量等推進市民会議	市民団体
9		越河 澄子	(特)さいたまNPOセンター 理事	学識経験者
10		柴田 辰雄	北本市ボランティア連絡会 会長	ボランティア団体
11		下里 晴朗	(特)エンジョイ・パートナーほっと	NPO法人
12	委員長	高橋 伸治	(特)埼玉ソーホー支援推進協議会 理事長	NPO法人
13		細井 久美子	北本市子ども文庫連絡会	ボランティア団体
14		和田 みのり	公募	公募

参考資料3 北本市協働推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 市民と行政との協働を推進するために市が策定する「協働推進計画」(以下「計画」という。)について、市民の意見を十分に反映させるため、北本市協働推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定について必要な事項の検討を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、市民活動団体関係者、市内企業又は事業者、公募市民及び協働について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(謝金)

第7条 委員会の会議等に出席した委員には、日額2,000円を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、秘書政策室において処理する。

(運営その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。